令和7年度公益社団法人和歌山県スポーツ協会クラブアドバイザー業務要項

1. 目的

公益社団法人和歌山県スポーツ協会(以下「本会」という。)に、本会が業務を委嘱したクラブアドバイザーを配置し、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が、地域スポーツの担い手として重要な役割を果たしていけるよう、その創設から自立・活動までを一体的にアドバイスすることを目的とする。

- 2. クラブアドバイザーの業務
 - クラブアドバイザーは、以下の業務をおこなう。
- (1)総合型クラブ未育成町村への総合型クラブ設立に向けた普及・啓発と支援活動
 - ア 未育成町村の関係者に総合型クラブの意義と役割を説明し、キーパーソンとなりうる人材を発掘し支援する。
 - イ 創設準備中の団体に対して、設立までの手順や活動及び事務・経理処理等クラブ運営全般について指導・助言を行う。
 - ウ 創設準備中の団体と既に設立されているクラブとの情報交換等を促進する。
- (2) 既存クラブへの訪問指導
 - ア 組織運営、財務、広報、PR、マーケティングなどのクラブマネジメントに関する総合型クラブの継続的・安定的運営に向けた適切な指導・助言。
- (3) クラブ間のネットワークの構築や異分野間の協働の促進
 - ア 総合型地域スポーツクラブ和歌山県協議会の運営支援を行う。
 - イ 県内地域ブロック別会議や地域ブロック別事業の運営支援を行う。
 - ウ クラブ実践交流会の運営支援を行う。
 - エ 総合型地域スポーツクラブ全国協議会、総合型地域スポーツクラブ近畿連絡協議会との連絡調整を行う。
- (4)国のスポーツ基本計画や、和歌山県のスポーツ推進計画、その他市町村のスポーツ推進計画を理解し、その方針に則ったクラブ育成
 - ア 総合型クラブの運営や活動に関する評価を行い、成果と課題をアドバイスする。
 - イ 本会スポーツ指導者協議会の委員として、本会の指導者育成に参画する。
 - ウ クラブマネジャー養成講習・研修会(年1回実施)等、総合型クラブに係る指導者等の育成事業を支援する。
- (5) 行政担当者や地域のスポーツ関係者・関係団体との調整や交渉
 - ア (公財)日本スポーツ協会との連絡調整し、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027」 に掲げる総合型クラブ育成の基本理念の実現に向けた業務を行う。
 - イ 総合型クラブ登録・認証制度に関する協議等に協力する。
 - ウ 和歌山県が発行する総合型地域スポーツクラブ情報誌「SCわかやま通信」の編集に協力する。
 - エ 和歌山県が実施する地域スポーツ指導者研修会の運営を支援する。
- (6) スポーツ振興くじ助成事業に関する支援業務
- (7) クラブによる「登録・認証制度」の申請等に向けた助言、支援を行う活動

- (8) クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織に係る業務
- (9) その他、本会が総合型クラブの育成に関して必要と認めた業務

ア (公財) 日本スポーツ協会が開催する以下の会議への出席

- クラブアドバイザーミーティング
- ブロック別クラブネットワークアクション
- ・ ブロック別クラブネットワークアクション実行委員会
- イ 総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会への出席
- 3. クラブアドバイザーの配置

本会は以下のとおりクラブアドバイザーを配置する。

- (1)配置人数 2名程度
- (2)期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 契約方法 委嘱
- 4. クラブアドバイザーの選任方法

クラブアドバイザーの選任は、本会の行う公募に対する応募者の中から、選考して行う。ただし、 応募は以下の要件を満たしていることを条件とする。

(1) 実績要件

令和7年3月末時点において、下記にいずれかを満たしている者

ア 総合型クラブにおいて、クラブマネジャー等として、クラブ運営に3年以上携わった実績のある者

- イ 地域スポーツ行政担当者等として総合型クラブへの指導又は育成に2年以上携わった実績の ある者
- (2) 資格要件

令和7年4月1日時点で次のいずれかの資格を取得している者

- ア (公財)日本スポーツ協会公認クラブマネジャー
- イ (公財) 日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー
- ウ (公財)日本レクリエーション協会公認レクリエーション・コーディネーター
- エ (公財)日本スポーツクラブ協会公認上級スポーツクラブマネジャー
- オ (公財)日本サッカー協会:SMC (スポーツマネジャーズカレッジ)本講座
- 5. クラブアドバイザーに対する報酬について
- (1)報酬の額

ア 活動謝金相当額 別表1による

イ 活動旅費相当額 別表2による

(2)報酬の支払方法

当月分の活動報告書の確認後(翌月10日までに提出)、翌月末までに当月分の報酬の合計額に 所得税及び復興特別所得税の合計税率分を控除した金額を、クラブアドバイザーの指定する口座に 支払う。

【別表1】活動謝金相当額

区分	活動謝金の額	備考
1日(8時間)業務の場合	17,000円/日	月限度額374,000円
1日未満の業務の場合	2,100円/時間	半時間単位で支給

【別表2】活動旅費相当額

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []		
		次のア〜オの合計額
鉄道賃		アが旅客運賃
		イー普通急行料金
	ウ 特別急行列車料金	
	エ 新幹線特別急行列車料金	
		オー座席指定料金
		※特別車両(グリーン車等)に係る料金は対象となりません。)
		次のア〜イの合計額
		ア 旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。)
変 船	船賃	運賃の等級を3階級に区分する船舶…中級の運賃
費	交 船 賃 通	運賃の等級を2階級に区分する船舶…下級の運賃
		イ 座席指定料金を徴する船舶…座席指定料金
	航空賃	現に支払った旅客運賃(空港施設利用料、発券手数料、超過手荷物料金を含む。)
	则工貝	運賃の等級を2以上の階級に区分する航空機…最下位の級の運賃
		次のア又はイのいずれかの額
車		ア 現に支払った旅客運賃(タクシーについては、必要その他やむを得ない場合
	車 賃	のみ対象)
		イ 定額(旅行1kmにつき37円)(1km未満の端数切捨て)
		道路通行料金、駐車場代については、定額に含めず現に支払った額とする。
		※公共交通機関による旅行が困難な場合のみ対象
宿泊費		1泊につき上限12,000円
		※ ただし、用務地と同一市町村内又は片道20km未満の場合は、事業遂行上、
l '⊢'		